

佐賀県建設工事入札審査会設置要綱の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
佐賀県建設工事入札審査会設置要綱	佐賀県建設工事入札審査会設置要綱
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2条第4号に係る会議(以下「入札談合情報会議」という。)は、<u>佐賀県県土づくり本部公正入札調査委員会設置要綱</u>第2条第2項の規定に基づき<u>佐賀県県土づくり本部公正入札調査委員会</u>から諮問されたときは、開催しなければならない。</p> <p>6～9 略</p> <p>(報告)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審査会は、苦情処理会議、入札談合情報会議及び指名停止措置再苦情処理会議を開催したときは、意見書を作成しその結果を苦情処理会議及び指名停止措置再苦情処理会議にあっては知事に、入札談合情報会議にあっては<u>佐賀県県土づくり本部公正入札調査委員会</u>に報告しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第6条・第7条 略</p> <p>(審査会の庶務)</p> <p>第8条 審査会の庶務は、<u>県土づくり本部建設・技術課</u>において処理する。</p> <p>第9条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成8年3月29日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成11年7月21日から施行する。</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2条第4号に係る会議(以下「入札談合情報会議」という。)は、<u>公正入札調査委員会</u>から諮問されたときは、開催しなければならない。</p> <p>6～9 略</p> <p>(報告)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審査会は、苦情処理会議、入札談合情報会議及び指名停止措置再苦情処理会議を開催したときは、意見書を作成しその結果を苦情処理会議及び指名停止措置再苦情処理会議にあっては知事に、入札談合情報会議にあっては<u>公正入札調査委員会</u>に報告しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第6条・第7条 略</p> <p>(審査会の庶務)</p> <p>第8条 審査会の庶務は、<u>県土整備部建設・技術課</u>において処理する。</p> <p>第9条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成8年3月29日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成11年7月21日から施行する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>附 則 この要綱は、平成 15 年 12 月 17 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 20 年 1 月 15 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成 15 年 12 月 17 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 20 年 1 月 15 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>